

震災孤児の未成年後見、課題は

2014年10月27日11時05分



森田みささん

とことんインタビュー 司法書士 森田みささんに聞く

震災孤児支援、お金以外も考えて

東日本大震災では、県内で18歳未満の子ども126人が両親を亡くした。多くが親族に引き取られる一方、財産を管理する未成年後見人には主に司法書士や弁護士が就いている。震災孤児をどう支えるか。仙台市の司法書士、森田みささん（48）に聞いた。

——震災孤児たちとどうかかわっていますか。

「震災翌年の4月、県司法書士会は仙台家庭裁判所の推薦依頼に応えるため、未成年後見委員会を立ち上げ、私が最初の委員長になりました。研修を受けた司法書士26人が名簿に登録。私も今、小学生と中学生、男女2人の震災孤児の後見人をしています」

「保険金や遺族年金、義援金、弔慰金のほか、子どもによって5～10件、年間数百万円の奨学金を受け取り、数千万円の資産を持つことになる。親族に代わりその財産を管理するのが仕事です。通帳を預かり、毎月必要な額を渡し、津波で壊れた家を直したり相続した土地を集団移転で売買したりする際は、契約に立ち会います。年1回、家裁に報告します」

——子どもたちはどんな状況に置かれていますか。

「みな気持ちに不安定さを抱えているようです。元気に見えても、3月11日が近づくと落ち込む。周りで起きることすべてが、親が死んだせいだと思ってしまう。不登校にもなる。でも悩みやさびしさを受け止める人はなかなかいません。祖父母が育てることが多いが、『バイトはダメ』『早く帰宅しろ』と厳しく言われれば、反発もする」

「その祖父母だって、子を亡くした悲しみの中にいる。仮設住宅で孫と暮らす例もあります。里親になっていれば養育費が措置されますが、自身の生活は楽ではなく、慣れない子育て

のストレスは大きい。私たちに不満や不信感をぶつけてくることもあります」

——はたちになると未成年後見は終わりますね。

「子どもに財産を引き渡す時は、『両親が命と引き換えに残してくれたお金なんだから、大切に使って』と伝えようと思います。知識がないのに投資を勧められたり、世話になった親族に『貸して』と頼まれたりするかもしれない。自らの意思で大金を使ってしまうのなら、それはその子の人生。でも、成人後も一定期間財産を守る仕組みが必要じゃないか。司法書士の間で議論をしています」

——見えてきた課題はなんでしょう。

「震災直後から孤児のことは注目され、たくさんの寄付が集まり、幾多の奨学金が創設されました。子どもに直接給付するだけでなく、もっとうまく使う方法はなかったでしょうか。お金の援助に比べ、孤児や遺児を支えるマンパワーが足りない。たとえば学校などにカウンセラーを増やす、小さなまちに学習支援を行き届かせる。様々な支援策のコーディネーターが必要かもしれません」

「震災とは別の事情で親がいない子の後見人も引き受けていますが、そうした子に民間の支援は多くありません。震災孤児のためつくられた奨学金や施設も使えない。親を失った原因にかかわりなく、善意を振り向けてほしいと思います」

《震災孤児と未成年後見》

仙台家裁の管内で震災によって両親を亡くし、未成年後見人がつけられた孤児は111人。孤児が義援金などで多額の財産を持つようになると、引き取った親族が負担に思ったり、自分のために使ったりといったことが起きかねない。仙台家裁は親族後見人に加え、専門職の後見人をつけることで孤児の財産を守る方針を打ち出した。法改正で2012年4月から複数の後見人を選べるようになったことも、後押しをした。

同家裁によると、9月末現在、成人に達していない震災孤児79人に後見が続いており、うち52人に司法書士や弁護士などの後見人がついている。

(石橋英昭)

朝日新聞デジタルに掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © 2014 The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.